

令和5年第1回半田市議会定例会 建設産業委員会委員長報告(新年度予算等)

当建設産業委員会に付託された案件については、3月13日は、午前9時30分から、16日、20日は、午後1時30分から、22日は、午後4時から、いずれも委員会室において、委員全員出席のもと、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第8号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

総括的な質疑として、重点施策について、予算化など議案上程される前に、議員が意見を伝えることができる機会はないのか。とに対し、

予算化をしていない段階で、議会からの意見を聞く正式な場を設けることは考えていません。ただし、市長が特に力を入れている施策については、事業化までの途中経過を議会に報告させていただく機会を設けます。その中で、逐次、ご意見をいただければと思います。とのこと。

歳出2款3項1目、個人番号カード交付事業について、個人番号カードの普及率は、マイナポイントの付与がなくなったのちは、伸び悩むことが懸念される中で、どのような取り組みを行い、普及率を上げていくのか。とに対し、

市内各所や希望された個人宅へ伺う、出張申請を引き続き実施します。また、15歳未満の若年層の取得率が低いため、その世代をターゲットにした取り組みを今後検討していきます。とのこと。

同じく、出張申請による個人番号カードの取得は、窓口で申請手続きを行った市民にとって、不公平感がある取り組みだと思うが、どのように考えているのか。とに対し、

不公平を感じる方もいるかとは思いますが、申請したくても窓口に来られない方もおり、国からも出張申請等は推奨されていますので、継続して行っていきたいと考えています。とのこと。

4 款 1 項 3 目、墓地管理事業について、令和 6 年度からの管理料徴収に向け、令和 5 年度に管理料徴収決定通知等を送付するとのことだが、4 区画以上の区画使用者は、管理料が一律 1 万円となっている。団体等が 4 区画以上の区画を使用している場合、個人と異なり親族以外でも使用できるため受益者が増える可能性もあり、受益者負担の観点から公平性が失われることが懸念されるが、どのように対応するのか。とに対し、

複数の区画を使用している方には、今後、使用状況について聞き取りを行い、使用方法が適切でなければ、改善を求めています。とのこと。

同款 2 項 2 目、一般廃棄物最終処分場建設事業について、発注した建設工事の監理を、別の事業者へ委託するとのことだが、監理を市の職員が行わない理由は何か。とに対し、

本工事の監理については、廃棄物に関する専門の知識と経験が必要となるため、それを有する管理技術者及び、現場代理人を配置することにより、工事が設計書に基づき、適切に施工されていることを逐次確認するためです。とのこと。

同目、知多南部広域環境組合負担金について、令和 5 年度の予算は、令和 4 年度と比較し、約 3 億 8 千 6 百万円の増加となっているが、市全体として、ごみ量が抑えられているにもかかわらず、負担金が増額している理由は何か。とに対し、

知多南部広域環境センターの建設費の償還が令和 5 年度から開始されることが主な要因です。とのこと。

同目、ごみ減量協力還元事業について、配付用に購入するごみ袋の予算額よりも、指定資源回収袋交換手数料の予算額が多いのはなぜか。とに対し、

通常、ごみ袋は、取扱店が店舗販売用として事前に市から購入したものを、市民に 1 袋 1 4 3 円で販売します。今回は無料で配付し、その分を店舗に立て替えていただくことになるため、指定資源回収袋交換手数料には、店舗に支払う立替代金 1, 6 9 1 万 7 千円が含まれます。とのこと。

5 款 1 項 3 目、民間人材活用事業（6 次産業化）について、6 次産業化プロジェクトリーダーを雇用することによって、市が目指す 6 次産業化の最終の姿はどのようなか。また、それに向けて、令和 5 年度はどのような取り組みを行うのか。とに対し、

農業者 1 人 1 人が、自身が作った農作物について語ることができる「語れる農家」を育成し、それぞれの農家が、目指す農作物の売り方を、商業者にアピールすることにより、商業者と連携していくことが最終的に目指す姿の 1 つです。そのうえで、令和 5 年度は、新たな直売所のような販路の開拓を行っていきたくと考えています。とのこと。

同じく、6 次産業化には、多額の設備投資が必要となると思うが、設備投資等への助成を行う考えはないのか。とに対し、

本市では、1 次産業である農業者が、自身が希望する形や値段で農作物を販売できるよう、希望に沿う 2 次産業者、3 次産業者を探ることができるネットワークを構築することを重点的に取り組んでおり、1 次産業者が、2 次産業、3 次産業を行うための設備投資に対する補助を行う考えは、今のところありません。とのこと。

6 款 1 項 2 目、産業振興会議事業について、産業振興会議では、脱炭素やデジタルがテーマとされているようだが、すでに半田市 DX 推進計画や半田市環境基本計画がある中で、どのような議論を行うのか。とに対し、

産業振興会議では、すでに策定している半田市 DX 推進計画や半田市環境基本計画に沿って、事業者への具体的な支援策について、議論を行います。とのこと。

同じく、同会議で提案された支援策は、事業化されるのか。とに対し、

提案された支援策については、その内容を確認したうえで、原則、事業化に向けて取り組んでいきます。とのこと。

同項 4 目、観光振興事業中、観光情報拡散促進業務委託料について、インフルエンサー 2 名に PR 依頼を行うとのことだが、どのような方に依頼をする予定なのか。とに対し、

1名は、県内の観光を中心に発信している6万8千人のフォロワーがいる方で、もう1名は、全国的に旅行をする中で撮った写真を投稿する19万1千人のフォロワーがいる方です。とのこと。

同目、第九回はんだ山車まつり開催事業について、はんだ山車まつりの経済効果等の検証はどのように行うのか。とに対し、

入り込み客数を測り、アンケートによって1人当たりの消費額を割り出すことにより、経済波及効果を測定します。とのこと。

7款2項2目、通学路安全対策事業について、児童数の多い通学路から、整備しているとのことだが、少人数が利用する通学路で、危険な箇所は、整備を行わないのか。とに対し、

通学路は、学校と連携して点検を行っており、少人数が利用する通学路でも、危険箇所だと判断する場合は、その都度安全対策を行っています。

なお、通学路には、側溝蓋そっこうぶたが無いなど未整備の箇所がたくさんあることから、児童の数で優先度をつけ、現在は30人～39人の児童が利用する通学路の整備を実施しており、今後も計画的に進めます。とのこと。

同目、道路環境美化事業について、計画されている箇所以外の防草対策は、行わないのか。とに対し、

計画外の箇所であっても、足場が悪いなど、草刈りが困難な箇所や、民家に隣接した水路法面のりめんなどについては、防草対策の実施を検討します。とのこと。

7款5項1目、公共交通対策事業中、公共交通運行委託料について、横川地区では、地区路線Bに該当する公共交通の導入を検討する中で、おでかけタクシーも選択肢の一つとし、予算計上しているとのことだが、予算の算定根拠はどのようなか。とに対し、

有脇地区で行った実証実験の結果を基に、有脇地区と横川地区の自動車免許非保有者数の割合により費用を算定し、予算としたものです。とのこと。

同じく、バスロケーションシステム運用業務委託料について、バスロケーションシステムは、ウェブサイトを使うシステムであるため、バスを主に使われる高齢者にとっては、利用のハードルが高いと感じるが、システムの有用性をどのように考えているのか。また、システムの存在は、市民に十分に周知されているのか。とに対し、

当該システムは、スマートフォンを利用する世代や、観光客の方にもバスを利用してもらうために有用な手段であると考えています。また、認知度は、各地区のバス会が地域で、チラシを配布するなどにより、徐々に向上しています。とのこと。

同じく、バス車体装飾委託料について、バス全体をラッピングするために1台につき、およそ100万円かかるとのことだが、視認性の向上が目的であれば、フロントのみのラッピングでも、目的が達成できると考えるが、いかがか。とに対し、

視認性に加え、認知度の向上も図りたいと考えており、そのためには、バス全体のラッピングが効果的だと考えたためです。とのこと。

同じく、地方バス路線維持費補助金について、知多バスに対しては、基幹路線という役割を維持させるため、今後、利用者が増えない場合も、継続して事業費の補填を行っていくのか。とに対し、

際限なく事業費を補填することは、問題があると考えています。継続して利用者が増えない状況がある場合は、公共交通の最適化を公共交通会議で検討します。とのこと。

7款6項1目、老朽化建築物取壊促進・空家対策事業について、管理不全となった建築物を行政代執行により市が取り壊すとのことだが、その費用を所有者に支払わせることは可能か。とに対し、

建物所有者に、費用を請求しますが、高齢であり土地などの資産も有しておらず、取り壊し費用の回収が困難な状況であることから、分納による回収に努めます。とのこと。

債務負担行為、脱炭素社会推進事業（LED施設照明灯機器借上料）について、LED化により生じる利益が少ないと感じるが、リース料は妥当なのか。とに対し、

防犯灯のように夜間常時点灯している施設などは利益が出ますが、運動公園の陸上競技場や州の崎公園グラウンドなどの照明は、使用率が低く、その施設だけでみると、大きく赤字となります。そのため、LED化を行うべきか議論がありましたが、利益が少なくなっても、CO2排出量削減の観点から、すべての公共施設の照明をLED化することとしました。他の契約と比較すると利益は少なくなっていますが、リース料は妥当です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第9号、議案第10号、及び議案第17号の3議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、3議案とも、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第18号については、補足説明ののち、質疑に入り、主な質疑として、幹線管路のマンホール耐震化について、どの程度の地震を想定した耐震化を実施するのか。とに対し、

現在の指針は、阪神淡路大震災を受けてのものであり、それに基づき耐震化を実施しています。とのこと。

重要路線にかかる幹線管路の耐震調査の結果を受け、令和5年度は8か所を耐震化することのだが、それ以外の調査等は実施する必要はないのか。とに対し、

すべての管路を調査し、耐震化することが理想ですが、膨大な費用が必要となるため、まずは幹線管路に絞って耐震化を進めていきます。とのこと。

下水道使用料の改定について、昨今の社会情勢を考慮すると、改定時期を再度延期することも検討すべきと考えるが、いかがか。とに対し、

下水道事業は、これまでのところ赤字経営でしたが、使用者に^{おうぶん}応分の負担を頂いたうえで、
の自立経営が基本であり、コロナ禍での影響を鑑み、使用料の改定を1年間見送った
うえで、令和5年4月に改定を行うものです。改定時期をさらに先送りして一般会計など
から補填することは考えていません。

今後、コロナ対策や物価高騰対策等については、引き続き市として、国や県の支援
策、近隣市町の動向も踏まえ、必要となる支援を講じていきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めること
に決定しました。

次に、議案第24号、25号の2議案については、一括議題とし、補足説明ののち、
質疑に入り、主な質疑として、

中億田地区を工業用地とするために、条例制定に至った経緯はどのようなか。とに対し、

本市は、人口増加や税収増加のため、市内で工業を発展させたいという思いがある一
方、まとまった面積の工業用地が確保されていませんでした。そこで、農地でありながら、耕
作放棄地が目立っていた中億田地区を平成27年に、工業団地造成事業の候補地と
して選定しました。県企業庁による工業団地造成事業は令和2年3月に断念しまし
たが、地域経済けん引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律を活
用した工業用地として開発できることが分かり、県と協議を行ってきた結果、令和3年
12月に重点促進地区として同意を得ることができたため、開発に必要な開発許可
基準条例を制定し、これに合わせ、企業支援の一環として、緑地面積率等の規制緩和
に関する条例も制定したいとするものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、2議案とも委員全員をもって、原案
のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第26号、27号の2議案については、それぞれ補足説明ののち、慎重
審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、2議案とも、委員全員をもって、原案
のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。